

2018春闘・最賃生活体験の実施方法について

最賃生活体験の参加していただきましてありがとうございます。
下記により、記入をお願いします。

1. 可処分所得を算出

＜別紙1＞ 「基礎となるデータ等」参照

- ① 時間給777円で、1日8時間働きます。
 - ② 賃金は136,752円（平均勤務日数22日として計算しています）
 - ③ 賃金から、差し引かれる、「所得税」「住民税」「社会保険料」（24,165円）を差し引きます。
- ※ 手元に残る額が可処分所得（112,587円）となります。

2. 日常生活に使える金額を算出します。

おおよその「固定支出費」を算出し、112,587円から「固定支出費」を差し引きます。この金額が1ヵ月に消費できる金額で、それを28日で割れば、1日に使える金額が出ます。

3. それでは、日ごとに家計簿に記入していきましょう。

- ・食費は、「主食」「副食」「嗜好品」「給食・外食」などに分けて記入します。めんどうなら「食費合計」欄に一括記入してください。
- ・親などと同居で家賃がいない人は、家賃として「住居関係費」欄に43,000円を計上して下さい。
- ・あとの出費は、費目にあてはめて記入してください。
- ・「家計簿記入Q&A」を参照してください。
- ・「日記」欄には、体験中の日々の思いを記入します。

4. 集計します。

- ・10日ごとに合計を出してください。それを「2月集計表」に転記します。
- ・1ヵ月の集計を出します。

5. 「家計簿1ヵ月集計表」について

- ・全部がすんだら、「別紙2」の「家計簿1ヵ月集計表」の④「1ヵ月の支出額」に支出総額を記入します。
- ・⑤「1ヵ月の収支決算」欄に③から④を引いた額を記入します。結果として、黒字か赤字かが明らかになります。

6. 最後に「最賃生活体験に挑戦しての感想・意見」欄に記入をしてください。

7. 提出は、3月9日(木)までをお願いします。(メール、FAX、郵送など)

TEL 083-932-0465 FAX083-932-0412

Eメール info@yamaguchiroren.or.jp

※ パソコンで記入される方は、エクセルで使えるようにしています。日々の経費を打ち込めば、集計が自動的にできるようになっています。

※ 山口県労連ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.yamaguchiroren.or.jp/>

※ 分からないところがあったら電話してください。

家計簿記入Q&A

Q1 一般ローンがある場合はどうする？

<A> 一般ローンについては、今回はとりあえず「ないもの」とします。

Q2 自宅通勤者（単身者）の家賃はどう扱うのか？

<A> 標準生計費の「住居関係費」の金額を「家賃」とします。

金額＝43,000円（この中に家賃、光熱・水道、など含む）

Q3 「通勤のための交通費」は記入するのか？

<A> 通勤のための交通費は支給額に加えません。支出も通勤費は支出に加えません。

通勤費以外の交通費のみを支出額に計上します。

Q4 すで買い置きしている食料品や雑貨品を、体験期間中に消費した場合はどうする？

<A> 体験期間中に消費した分については金額換算して支出に加えます。金額が分からない場合は概算で記入して下さい。

Q5 会社から給食が支給されている場合はどうする？

<A> 会社規定で決められている場合はその一食あたりの金額で記入。特に規定がない場合は、一食あたり400円で記入して下さい。

Q6 自宅通勤者（単身者）の食費の取扱はどうする？

<A> 朝食400円、夕食600円とします。弁当持参の場合は、400円とします。

Q7 出張などの際に食事が支給された場合の食費の扱いは？

<A> 通常の勤務とし、食事代が出張費に含まれている場合は、朝食500円、夕食700円に換算してください。

会議で昼食が支給された場合も同様に、500円とします。

Q8 同僚などからおごられた場合はどうする？

<A> おごられた場合でも、できるだけ金額換算して加えます。

Q 9 体験期間中に「冠婚葬祭」や「歓送迎会」があった場合、出費が多額になる場合はどうする？

<A>「交際費」として支出することになります。

Q 10 パチンコや競艇で儲けた時はどうする？

<A>儲かっても「収入」になりません。あくまでもかかった金額を「支出」に計上して下さい。

Q 11 組合費の算出はどうする？

<A>賃金が136,752円としての組合費を算出して計上して下さい。

Q 12 仕送りや生命保険料・損害保険料の扱いは？

<A>仕分けは「その他」として記入して下さい。一括払いの場合は、一カ月当たりを割り出して記入して下さい。

Q 13 食費の計算を「主食、副食、嗜好品、給食・外食」など仕分けをしなくては行けないか。

<A>食費一括で計上してもかまいません。その時は食費合計欄に記入して下さい。

Q 14 「固定支出費」で出した金額は、「家計簿」には記入しなくてもよいか。

<A>ここでの記入は目安にするためなので、実際に支払った時点で再度記入します。

「可処分所得」の欄の、「所得税」「住民税」「健康保険料」「厚生年金保険料」「雇用保険料」は、日々の家計簿の中では記入しません。

<別紙2>「家計簿1ヵ月集計表」の、②で算出しているので、再記入しないで下さい。

Q 15 公務員の場合の社会保険料はどのように計算する？

<A>公務員の場合は「共済費」ですが、金額はここで示した額に統一します。

Q 16 区分できない支出が出たときはどこに記入するか

<A>「その他」の項に記入してください。その内訳は出来るだけ「日記」欄に品目名を記入してください。